

日光川公園整備運営事業

指定管理者 業務仕様書

令和 7 年 3 月

名古屋市 緑政土木局

目次

1.	指定管理業務.....	1
(1)	供用日時等.....	1
(2)	日光川公園の管理運営等.....	1
(3)	広報業務.....	1
(4)	施設等の維持管理業務等.....	2
(5)	行為許可に関する業務.....	5
(6)	緊急時対応.....	5
(7)	利用者満足度調査及び自己評価に関すること.....	7
(8)	事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること.....	7
(9)	その他の業務.....	8
2.	自主事業.....	10
(1)	自主事業の内容.....	10

1. 指定管理業務

業務にあたっては、関係法令を遵守し、職務に必要な知識を持ち、利用者等に安心感・信頼感・満足感を与えるように留意すること。

(1) 供用日時等

ア 供用日時

基本の供用時間及び休業日は下表のとおりとするが、募集要項における提案を踏まえ、供用時間、休業日を変更する場合は、イの手続きを経て決定するものとする。

区分	供用時間	休業日
日光川公園管理事務所	午前 9 時～午後 4 時 30 分	毎週月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたる時は直後の休日でない日） 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

イ 供用時間の変更及び休業日の臨時開業

指定管理者は、あらかじめ名古屋市の承認を得て、日光川公園管理事務所を供用月日以外の日及び供用時間以外の時間に供用することができる。また、名古屋市が特に必要と認める場合は、供用時間の変更及び臨時開業すること。

(2) 日光川公園の管理運営等

指定管理者は、公園の持つ様々な機能を十分発揮させ、利用者が公園を使いやすいようにサービスを向上させ、利用者の満足度を高めるように管理運営すること。

ア 案内業務

利用者からの問い合わせや応接（施設の案内）等、必要な対応を行い、分かりやすく親切丁寧に対応すること。

イ 利用者の安全管理

利用者が安全で快適に利用できるよう、良好な管理運営に努めること。

（ア）緊急的に長期にわたる大規模作業が必要になり、利用者の通行の妨げとなることが予想される場合は、部分的な通行止めや臨時休業などの対応処置を名古屋市と協議すること。

（イ）植物管理などの作業を供用時間内に行う場合は、利用者に危険や支障がないようにすること。

(3) 広報業務

各種媒体を通じて施設の情報を発信し、認知度の向上に努めること。

ア 専用パンフレット等を作成すること。

- イ 公園案内ホームページを作成し、施設案内、催事の広報等の情報発信をすること。
また、更新やメンテナンス等ホームページ管理も併せて定期的に行うこと。

(4) 施設等の維持管理業務等

公園施設の維持管理にあたっては、常に良好な状態を保つように努めること。また、日光川公園整備運営事業の提案において認められた事業内容に応じて、必要となる維持管理業務を適宜実施すること。なお、維持管理業務の実施にあたっては、指定管理開始までに年間維持管理計画表・水準表を名古屋市と協議のうえ作成すること。

また、施設等の維持管理業務については、「名古屋市緑政土木局土木工事標準仕様書」、「名古屋市緑政土木局業務委託標準仕様書」、「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針」、「農薬・殺虫剤等の適正使用マニュアル（屋外農薬編）」及び「農薬・殺虫剤等の適正使用マニュアル（屋内 殺虫剤等編）」を遵守すること。

維持管理に係る名古屋市からの照会・依頼に対応すること。

ア 基本管理

(ア) 巡視

園内巡視を行い、施設の安全面、衛生面、機能面が確保されるように努め、不具合等が発見された場合は、必要な措置を施すとともに、不具合等の発見・措置内容を記録し、適宜、名古屋市に報告すること。

(イ) 清掃

指定管理者は、公園内を衛生面及び美観の観点から、常に良好な状態となるよう心がけ、利用者が快適に過ごせるよう清掃業務を実施すること。

- a 園内のごみ、落ち葉等の清掃を適切な方法、頻度で実施すること。
- b 台風・落葉等によりゴミが発生した場合は速やかに除去すること。
- c ホームレスの対応に伴う物件の撤去・処分や清掃（特別清掃）は名古屋市の指示に従い実施すること。
- d ゴミの処理については、事前に処分方法や処分先等を名古屋市に確認し、適正に処分すること。

(ウ) 除草

園内を美しく保つため、区域ごとに具体的な作業計画を立ててきめ細かく実施すること。

- a 機械式除草又は抜取除草を実施すること。機械式除草を行う場合は、周囲の安全を確保し飛び石などによる利用者のけがや施設等を破損させることがないよう適切に実施すること。
- b 薬剤除草は行わないこと。
- c 草類はリサイクルに努め、適正に処分すること。

(エ) バックヤード

園内において、名古屋市と協議のうえ、公園利用者の妨げにならない箇所を指

定管理業務の実施に必要なバックヤードとして利用することができる。なお、利用にあたっては下記事項について留意すること。

- a 園内で利用する植物を管理する場所として使用すること。
- b 園内の清掃ゴミ、植物性廃棄物等や資材等の管理を行う場所として使用すること。

イ 植物管理

公園全体のコンセプトに沿って、各施設と調和のとれた日光川らしい演出を図り、市民が憩える空間となるよう努めること。また、適度に緑陰を創出するとともに、利用者にとって快適で見通しのよい環境となるよう、必要な作業を適切な時期・方法により実施すること。

(ア) 樹木・草花・芝生管理

- a 国土交通省「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（H29.9）」を参考に、名古屋市公園施設維持管理計画で定める点検及び必要な措置を行うこと。
- b 剪定・刈込を実施すること。
- c 病虫害防除を実施すること。
- d 施肥を実施すること。
- e 臨時処置として、マルチング・支柱交換・補植・かん水・衰弱木撤去等を実施すること。台風・災害等で被害が発生した時は速やかに処理すること。また、必要に応じて、樹木診断を実施すること。

(イ) その他

剪定枝・刈込枝葉・草類は、リサイクルに努め、適正に処分すること。

ウ 施設管理

提案により設置された、園路広場、給排水施設、電気施設（照明施設・放送設備を含む）、工作物、遊戯施設、水遊び場・水景施設等を始めとした各種施設について、利用者の安全・快適・衛生的な環境づくりのため、国土交通省「公園施設の安全点検に係る指針（案）」を参考に、名古屋市公園施設維持管理計画で定める日常点検、定期点検等を実施し、点検記録書を作成すること。ただし、個別に指針・基準等がある場合は、それに従うこと。

点検記録書は、名古屋市からの求めがあれば提出すること。点検の結果、施設の変状及び異常があった場合は、使用中止や修繕などの応急処置を行い、点検記録書とともに遅滞なくに名古屋市に報告すること。

名古屋市から定期点検結果報告の依頼があった場合は、指定の様式で名古屋市に報告すること（毎年5月頃別途依頼）。

(ア) 電気施設（照明施設・放送設備を含む）

電気施設の運転・管理・保守は、法律に定めのある資格や必要な知識及び経験・技能を有する技術者が実施すること。

(イ) 遊戯施設

遊戯施設等については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」も参考にし、利用者が安全・快適に使用できるよう維持管理を行うこと。

（ウ）水遊び場・水景施設

修景効果を高めるため、浮きゴミ清掃等日常管理を行うこと。また、利用者の安全・衛生に配慮した水質浄化等の維持管理を行うこと。

また、適時水質検査を実施する等、水遊び場に求められる適切な衛生管理を行うこと。

分電盤・操作盤・ポンプ・ろ過装置等設備全般については、専門業者による定期点検を行い、計画的に保守管理を行うこと。

臨時整備として、施設・設備等に不具合が生じた場合は、速やかに修繕を行い機能回復に努めること。

エ 建物管理

利用者が安全で快適に過ごせるよう、良好な施設管理に努めること。施設の変状及び異常があった場合は、使用中止や修繕などの応急処置を行い、速やかに名古屋市に報告すること。また、定期点検結果を遅滞なく名古屋市に報告すること。

（ア）建築管理

a 清掃

公園管理事務所の開所前に必ず清掃業務を行い、利用者が快適に過ごせる清潔で美しい環境づくりに心がけること。日常清掃、定期清掃を組み合わせて実施することで、建築物等の床、壁、窓ガラス、照明器具、空調機、衛生機器、その他備品等について、ゴミ、汚れ、ほこり等がない状態を維持すること。

また、供用時間中においても、必要が生じた場合は適宜清掃を行い、常に施設が快適な環境となっているよう留意すること。

b 臨時処置

床補修・ガラス補修等が必要となり、利用者の安全に支障をきたす恐れがある場合は、その旨を利用者のわかりやすい位置に提示するとともに安全確保に努めること。

c 付帯施設等

倉庫等は清掃・水洗いなど安全・衛生に配慮し、日常的に使いやすいよう管理すること。

d 建築物定期点検

施設の安全確保のため、利用者が安心かつ快適に利用できるよう、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく定期点検を行うこと。また、定期点検結果を名古屋市に報告すること。

e 警備委託

警備警報システムにより、管理者不在の際の施設の安全を確保すること。

f 病虫害防除

病虫害防除を実施すること。

(イ) 建築設備等管理

a 建築設備保守・定期点検

施設の安全確保のため、利用者が安心かつ快適に利用できるよう、保守管理及び建築基準法に基づく定期点検を実施すること。

(a) 換気設備保守点検

(b) 排煙施設保守点検

(c) 非常用照明装置保守点検

(d) 給水設備及び排水設備保守点検

b 防火設備保守・定期点検

施設の安全確保のため、利用者が安心かつ快適に利用できるよう、保守管理及び建築基準法に基づく定期点検を実施すること。

c 自家用電気工作物保守・定期点検

施設の安全確保のため、保守管理及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による定期点検を実施すること。別添 1「自家用電気工作物の保安業務に関する特記仕様書」を参照のこと。

d 消防設備保守・定期点検

火災発生時など適切な対応を行えるよう、保守管理及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）による定期点検を実施すること。

e 自動ドア保守・定期点検

利用者の安全確保のため、計画的に保守点検を行うこと。

f その他の保守点検

その他法令に基づく点検及び各種設備の保守管理・保守点検を実施すること。

(5) 行為許可に関する業務

行為許可（名古屋市都市公園条例（昭和 34 年名古屋市条例第 15 号）第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの行為の許可をいう。）については、別添 2「行為許可に関する業務等仕様書」に従い、業務を行うこと。

(6) 緊急時対応

ア 災害等への対応

(ア) 予防段階

指定管理者は、災害等に備えて、防災・災害対応マニュアルを名古屋市との協議によりあらかじめ作成し、名古屋市に提出するとともに、従事員への周知徹底及び必要な研修・防災訓練等を実施すること。

また、名古屋市及び警察・消防・医療機関等の関係機関（以下「関係機関」といいます。）との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行うこと。

(イ) 発生時又は発生する恐れがある段階

指定管理者は、施設の供用時間内外に関わらず、迅速に非常配備体制を確立するとともに、利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行うこと。

また、災害等の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び費用を最小限にするよう努めること。

指定管理者は、災害等の発生時においては、状況の把握に努め、直ちに名古屋市に報告するほか、関係機関や地域団体等とも協力して対応にあたること。また、名古屋市が名古屋市地域防災計画に基づいて行う災害応急活動等に協力すること。

(ウ) 指定緊急避難場所等の運営

日光川公園は、地震・火災における指定緊急避難場所（広域避難場所）として指定を受けているので、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、指定緊急避難場所として指定された場所を速やかに開放するとともに、被災時には地域防災活動への協力など対応すること。

現段階では、指定避難所に指定されていないが、災害発生時の状況によっては、事後的に指定避難所として指定されることがあるなど、随時、当該施設に災害応急活動への協力を求める可能性があるため、指定避難所の運営等に準ずるなどして、それに協力するよう努めること。

その他、指定避難所等に準じた役割を持つ施設に位置付けられた場合は、それぞれの役割に沿った運営を行うこと。

(エ) 緊急地震速報について

業務に従事する職員等に対し、名古屋市が定める「緊急地震速報の運用について－緊急地震速発表時の職員行動マニュアル（緑政土木局）－」（以下「マニュアル」という。）の周知・徹底を図るとともに、緊急地震速報発表時はマニュアルに従い、利用者及び職員等の安全の確保に努めること。

(オ) その他

名古屋市が早急な資料の作成等緊急の対応を求めた場合は、依頼内容について迅速かつ的確に対応すること。

災害等発生時の応急対応等により生じた費用は、原則として指定管理者の負担とする。

イ 事故等への対応

(ア) 予防段階

指定管理者は、事故等に備えて、救急対応、応急処置、医療機関・家族への連絡など、対処方法を明記した事故対応マニュアルを名古屋市との協議によりあらかじめ作成し、名古屋市に提出するとともに、従事員への周知徹底及び必要な研修を実施すること。

また、名古屋市及び関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行うこと。

(イ) 発生時又は発生する恐れがある段階

指定管理者は、直ちに現場へ急行し、利用者の安心・安全を第一に、応急処置など迅速な対応を行うとともに、直ちに関係機関に通報及び名古屋市に報告するほか、名古屋市と協力して原因究明にあたること。

(ウ) その他

名古屋市が早急な資料の作成等緊急の対応を求めた場合は、依頼内容について迅速かつ的確に対応すること。

事故等発生時の対応等により生じた費用は、原則として指定管理者の負担とする

(7) 利用者満足度調査及び自己評価に関すること

ア 利用者満足度調査

利用者満足度調査等により、利用者の意見を聴取すること。調査に際しては、あらかじめその内容について名古屋市の確認を受けるとともに、調査結果は分析し、名古屋市に報告すること。また、名古屋市が必要と認める場合は、その結果等について全部又は一部を指定管理者により公開すること。

イ 自己評価

利用者満足度調査等の結果等を参考に、毎年度、施設の管理運営に関する自己評価を実施し、名古屋市に報告すること。

(8) 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること

ア 管理報告書の作成及び保管

1日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口運営等）や市民対応など特記事項を記した日報等を作成し、保管すること。

イ 事業計画書、事業報告書等の作成・提出

指定管理者は、次のとおり、事業計画書、事業報告書等を作成し、名古屋市に提出すること。

(ア) 事業計画書等の作成・提出

事業計画書を名古屋市に提出すること。記載する内容は以下のとおりとし、書式は、名古屋市と指定管理者で協議により定めること。

a 管理執行体制

- (a) 職員配置・責任体制表
- (b) 勤務ローテーション表
- (c) 事故発生時の対応
- (d) 緊急連絡体制表
- (e) 非常配備体制表

b 業務計画

- (a) 年間作業計画表
- (b) 外部委託予定表
- (c) 防犯対策

- (d) 防災対策
- (e) 利用者対応
- (f) 研修計画
- c 本業務に係る収支予算案
- d 自主事業に係る事業計画表及び収支予算案
- e その他名古屋市が必要と認める事項
- (イ) 事業報告書等の作成・提出

事業報告書として次の書類を名古屋市に提出すること。記載する内容は以下のとおりとし、書式は、名古屋市と指定管理者で協議により定めること。

利用実績の算出方法については、提案によるものとし、名古屋市と指定管理者の協議により決定すること。

 - a 公園及び管理許可施設の利用実績（利用者数、利用率等）

：月次・年間ごとに提出
 - b 管理業務及び自主事業の実施状況：四半期、年間ごとに提出
 - c 収支決算書（管理業務と自主事業とを区分したもの）等：年間ごとに提出
- (ウ) その他資料の作成等、名古屋市が求める事項について、速やかに対応すること。

(9) その他の業務

ア 市民等との協働事業に関する協力

市民、ボランティア、緑のまちづくり活動団体等から協働事業の申し出があった場合は、積極的に受け入れること。

イ 名古屋市の緑化施策等に関する協力

- (ア) 名古屋市の緑化施策等に関し、必要な広報業務を行うこと。
- (イ) 名古屋市が実施する緑のまちづくり施策に関し、活動団体等との連携や講習会の開催等に協力すること。

ウ 名古屋市関係機関との連絡調整等日常業務の調整

- (ア) 名古屋市が出席を要請した会議等には出席すること。
- (イ) 関係機関との連絡調整を図ること。

エ 苦情等への対応

利用者からの苦情や、利用者間のトラブル等の発生時には、速やかに対応するとともに、苦情等の内容及び対応状況について日報等に記録し、名古屋市に報告すること。

オ 放置自転車の取り扱い

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 63 年名古屋市条例第 40 号）及び同施行細則（昭和 63 年名古屋市規則第 103 号）の趣旨に沿い名古屋市に協力すること。

- (ア) 放置禁止区域内において自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他の適切な場所に移動するように指導すること。
- (イ) 放置禁止区域以外の場所において、自転車等の放置により公園の美観を損ねるなど公園管理上支障がある場合は、当該自転車等を整理し、又は自転車駐車場その他の適切な場所に移動するとともに当該利用者等に対し当該自転車等を速やかに適切な場所に移動すべき旨を告知する注意札を当該自転車等に取り付けること。また、注意札を取り付けたにもかかわらず、当該自転車等が名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則に規定する期間放置されている時は、名古屋市に対し放置の状況を報告すること。
- (ウ) 名古屋市が放置自転車を撤去する際には現地確認をすること。

カ 拾得物の取り扱い

管理対象区域内において拾得された拾得物について、関係法令等に基づき、適切な対応をすること。

キ 公園適正利用指導の業務

- (ア) 公園内での不適正な利用を確認した場合は必要に応じて適正な指導を行うこと。
- (イ) 公園内における放置物件に関する業務については、名古屋市が定める「都市公園内放置物件処理規程」に基づき対応すること。
- (ウ) ホームレスの起居及びこれに伴う物件の常置などにより、公園の適正な利用が妨げられていると認められる時は、名古屋市に報告したうえで、公園管理者として適正な指導、注意、ゴミ撤去など適切な対処を行うとともに、名古屋市と協力して必要な措置をとること。
- (エ) 名古屋市の指示に従って物件の撤去・処分を行うとともに、新たな起居防止措置を講ずること。
- (オ) 名古屋市から状況調査の依頼があれば調査・報告をすること。

ク 不法投棄の取り扱い

不法投棄と推測される物件を発見した場合は、名古屋市が定める「都市公園内放置物件処理規程」に基づき対応すること。

ケ 放置自動車についての対応

放置自動車を発見した場合には、名古屋市が定める「公園内放置自動車処理規程」に基づき、警告書の貼付、警察署への照会及び名古屋市への報告等を行うこと。

コ 指定管理者による管理運営についての表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、施設出入口な

ど外部からでも確認ができる場所に指定管理者の名称、連絡先を表示しておくこと。

2. 自主事業

(1) 自主事業の内容

指定管理者は、次に掲げる事業を自主事業として実施することができる。必須としている自主事業は、必ず実施すること。

自主事業により得た収益は指定管理者の収入となるが、自主事業に要する経費（人件費、光熱水費、設置管理許可施設内における名古屋市が所有する施設等の修繕・保守点検を含む）に名古屋市が支払う指定管理料を充ててはならない。

自主事業の提案にあたって収益が見込まれる場合、その収益の一部から名古屋市に還元する額についても提案すること。

ア キャンプフィールドの管理運営（必須）

（ア）キャンプフィールドについては、指定管理者が名古屋市から都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条に基づく公園施設管理許可（以下「公園施設管理許可」という。）を得て、管理運営すること。なお、名古屋市に納付する設置管理許可使用料の額については、名古屋市都市公園条例の定めによらず、提案によるものとする。詳細は、募集要項「第3章 事業の実施条件等」を確認すること。指定管理者はキャンプフィールドの運営を通じて、施設の効用の増進と利用者満足度の向上を図ること。

（イ）管理運営方法については、別紙3「設置管理許可施設要求水準書」のとおりとする。

イ ドッグランの管理運営（必須）

（ア）ドッグランについては、指定管理者が名古屋市から公園施設管理許可を得て、管理運営すること。なお、名古屋市に納付する設置管理許可使用料の額については、名古屋市都市公園条例の定めによらず、提案によるものとする。詳細は、募集要項「第3章 事業の実施条件等」を確認すること。指定管理者はドッグランの運営を通じて、施設の効用の増進と利用者満足度の向上を図ること。

（イ）管理運営方法については、別紙3「設置管理許可施設要求水準書」のとおりとする。

ウ 駐車場の管理運営（必須）

（ア）駐車場については、指定管理者が名古屋市から公園施設管理許可を得て、管理運営すること。なお、名古屋市に納付する設置管理許可使用料の額については、名古屋市都市公園条例の定めによらず、提案によるものとする。詳細は、募集要項「第3章 事業の実施条件等」を確認すること。指定管理者は駐車場の運営を通じて、施設の効用の増進と利用者満足度の向上を図ること。

（イ）管理運営方法については、別紙3「設置管理許可施設要求水準書」のとおりとする。

- (ウ) 公園管理車両及び業務車両を駐車する場合は、駐車料金を徴収せずに入出庫できるようにすること。
- (エ) 入庫での混雑時には、車両誘導を行い、車両が公園の外周道路に並ぶことのないように努めること。また、満車時には表示を行うこと。
- (オ) 出庫での混雑時には、車両誘導を行うなど、場内の混雑緩和に努めること。
- (カ) 災害や大雨などにより、駐車場を利用することが危険又は困難であると判断される場合は、駐車場の供用を一時中止するなどの対応を行うこと。
- (キ) 機械設備等について、適切に保守点検を行うとともに、駐車場施設に異状がないか確認し、安全を維持すること。異状があった場合は、速やかに対応するとともに、名古屋市に報告すること。
- (ク) 駐車場内を清掃し、清潔な状態を保つこと。

エ その他の自主事業

整備運営事業により提案された設置管理許可施設の維持管理運営に係る事業のほか、施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事等を実施する事業、公園利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる事業を自主事業として実施することができる。

自主事業の実施にあたっては、下記事項に留意すること。

- (ア) 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ名古屋市と協議し必要な許可等を得なければならない。その際、許可使用料等を名古屋市に支払う必要がある。ただし、提案に基づき認められた設置管理許可施設にかかる設置管理許可使用料の額については、名古屋市都市公園条例の定めによらず、提案によるものとする。
- (イ) 自主事業の提案が先に述べた事業に該当しない場合や名古屋市が公園での実施がふさわしくないと判断した場合は実施することができない。また、事業計画書において提案された自主事業の実施の可否については、当該自主事業実施前にあらためて協議することとする。
- (ウ) 自主事業の承認基準等については、名古屋市が定める「指定管理業務による催事等及び自主事業承認基準」を参照のこと。

<参考>

管理許可とは、名古屋市自ら公園施設を管理することが不適当又は困難、あるいは名古屋市以外の者が管理することによって機能増進となる場合に、名古屋市の施設を管理運営することを許可する制度である。

設置許可とは、名古屋市自ら公園施設を設置管理することが不適当又は困難、あるいは名古屋市以外の者が設置管理することによって機能増進となる場合に、自ら施設を設置し管理運営することを許可する制度である。

※ 詳細については、都市公園法・名古屋市都市公園条例・同施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）を参照すること。

自家用電気工作物の保安業務に関する特記仕様書

(目的)

第 1 条 指定管理者は、本特記仕様書に則り自家用電気工作物を適切に管理するものとする。

(対象とする事業場)

第 2 条 本仕様書で対象とする事業場は次のとおりとする。

名称	名古屋市 日光川公園
所在地	名古屋市港区藤前五丁目、南陽町大字藤前新田地内

(本市及び指定管理者の責務)

第 3 条 指定管理者は、自家用電気工作物について、電気事業法第 39 条第 1 項の義務を果たすものとする。

2 本市は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重するものとする。

3 本市及び指定管理者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うように確約させるものとする。

4 本市及び指定管理者は、電気主任技術者として選任する者を、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うことを確約させるものとする。

(保安管理業務の細目及び基準)

第 4 条 保安業務の詳細については、「保安管理業務の細目及び基準」を参照するものとする。

保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

(1) 受注者が受託して実施する保安管理業務は次によるものとする。

① 定例の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア. 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行う。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、発注者の通知を受け必要な指導、助言を行う。

ウ. 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、発注者の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検(具体的基準は、別に定める「工事期間中に関する点検の基準」による。)を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行う。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとする。

エ. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止につきとるべき措置を指導し、助言を行う。

この場合は、発注者は受注者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受注者に連絡するものとする。

オ. 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行う。

カ. 受注者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行う。

キ. 電気事業法に規定する立入検査には、その都度発注者の通知を受け、受注者の保安業務担当者等を立ち合わせること。

ク. 変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含む絶縁油を使用する電気工作物の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認をすること。

② 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとする。

ア. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行う。

イ. 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行う。

ウ. 前各号のほか発注者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行う。

(2) 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、発注者は発注者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。この場合において、発注者の申し出がある場合又は点検の際に受注者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受注者は指導、助言又は協議を行うものとする。

ア. 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する自家用電気工作物)

(ア) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(イ) 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(ウ) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)

(オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)

イ. 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次の(ア)から(カ)までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物)

(ア) 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴

- う 場所、放射線管理区域等)
- (イ) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室）
- (ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- (エ) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
- (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (カ) 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- ウ. 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物
- エ. 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの
- オ. 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

- (3) 上記(2)において、発注者及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとする。

2. 相互の連絡

- (1) 発注者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受注者に通知するものとする。

①遅滞なく連絡する事項

- ア. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- イ. 安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合
- ウ. 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合
- エ. 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合
- オ. 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合

②その他連絡する事項

- ア. 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合
- イ. 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- ウ. 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合
- エ. 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（電話通報方式）が警報を発した場合
- オ. 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- カ. 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合
- キ. 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
- ク. 発注者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合
- ケ. 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合
- コ. 電気事業者との需給契約を変更する場合
- サ. 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合
- シ. その他電気工作物の保安に関し必要な場合

- (2) 受注者は次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとする。

- ア. 受注者の就業時間内、時間外における受注者への連絡方法
- イ. 発注者の事業場に設置された絶縁監視装置（自動通報方式）の警報を受信した場合
- ウ. その他必要な事項

3. 絶縁監視装置及び機器の設置

- (1) 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び受注者の定める条件に該当する電気工作物には、発注者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができる。
- (2) 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「絶縁監視装置等機器」といいます。）は発注者と受注者が協議のうえ受注者が設置し所有するものとする。
- (3) 発注者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとする。
- (4) 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として受注者が負担するものとする。
- (5) 絶縁監視装置等機器の保守は受注者が行い、その費用は受注者が負担するものとする。
- (6) 発注者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。

4. 絶縁監視装置の警報発生時の処置

- (1) 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時（警報動作電流 50 mA）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- (2) 受注者は、警報発生時の受信の記録を 3 年間保存するものとする。

5. 絶縁監視装置及び機器の撤去

- (1) 受注者は、発注者との保安管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとする。
- (2) 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、発注者と受注者が協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとする。
- (3) 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して、第 3 項第 1 号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、発注者と受注者が協議のうえ、絶縁監視装置を撤去するものとする。

6. 電気工作物以外の不安全施設に関する措置等

- (1) 保安管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、発注者と受注者が協議のうえ速やかに改修するものとする。
- (2) 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として発注者が負担するものとする。
- (3) 受注者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。
- (4) 受注者は、発注者に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとする。

7. その他

この「保安管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度発注者と受注者が相互に協議するものとする。

別表 1

点 検 、 測 定 及 び 試 験 の 基 準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
引込設備	引込線	外観点検	○	○	○	必要の都度
	区分開閉器	絶縁抵抗測定			○※ 1	
	電線、支持物、ケーブル	放電雑音チェック		○		
受電設備 (二次変電設備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験		○※ 1	○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		トリップ回路の導通試験		○※ 1		
		絶縁油酸価度試験			○※ 2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 2	
		内部点検			○※ 2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
受電設備 (二次変電設備)	母線、計器用変成器 断路器、電力用ヒューズ、 避雷器、電力用コンデンサ、 リアクトル、その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		絶縁油透明度チェック			○※ 3	
		絶縁油酸価度試験			○※ 3	
		絶縁油破壊電圧試験			○※ 3	
		内部点検			○※ 3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※ 1	
		継電器の動作試験			○※ 1	
		継電器との結合動作試験			○※ 1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	接地工事 (接地線・保護管)	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
	構造物・配電設備受電 室建物 (キュービクル式受・配 電設備の金属製外箱等)	外観点検	○	○	○	必要の都度
	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1 回／年	○	○	
		液温測定	1 回／年	○	○	
		電圧測定	1 回／年	○	○	
負荷設備	電動機、電熱器 電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置 配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び 支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○※ 8	○※ 8	○※ 8	
		絶縁抵抗測定			○※ 1, 6	
		接地抵抗測定		○※ 4	○※ 4	
		温度チェック	○	○	○	
		漏洩電流測定	○※ 5	○※ 5		
		絶縁監視	○※ 7	○※ 7	○※ 7	

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検	
				I	II		
非常用予備発電装置	ガスタービン及び 附属装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
		起動試験	○	○	○		
	内燃機関及び 附属装置						
	発電機及び励磁装置 接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
		絶縁抵抗測定		○※1	○※1		
		接地抵抗測定		○※4	○※4		
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類		受電設備と同じ				受電設備 と同じ

注（１）月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

イ 電線と他物との離隔距離の適否

ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無

エ 接地線等の保安装置の取付け状態

（２）※５を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器のＢ種接地線で漏えい電流を測定する。

ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとする。

（３）※８を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとする。

（４）年次点検Ⅰは無停電で行う点検で、年次点検Ⅱは停電をして行う点検をいう。なお、年次点検Ⅰを実施する場合は３年に１回は年次点検Ⅱを行うものとする。

年次点検Ⅰは、信頼性が高い設備で、年次点検Ⅱと同等と認められる次の各項目が１年に１回以上行われている場合に実施する。

ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第５８条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。

イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第１９条に規定された値以下である。

ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。

エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。

オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

（５）※１を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがある。

（６）※２を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過時に、１０年を超えたものは５年経過毎にそれぞれ行うものとする。

ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。

※２を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。

（７）※３を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）１０年経過毎に、２０年を超えたものは３年経過毎にそれぞれ行うものとする。

ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがある。その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとする。

※３を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とする。

（８）※４を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがある。

（９）※６を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがある。

（１０）※７を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいう。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年１回行うものとする。

別表 2

工事期間中に關する点検の基準

電 気 工 作 物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備 (二次 変電設備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、断路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電盤	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 受電室建物 〔キュービクル式受・配〕 〔電設備の金属製外箱等〕	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○
	電動機、電熱器、電気溶接機 その他の電気機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物	外観点検	○
非常用 予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、その他の電気機 器類	外観点検	○

注 (1) 工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとする。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行う。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

行為許可に関する業務等仕様書

指定管理者は、都市公園における行為許可（名古屋市都市公園条例（以下「条例」という。）第4条第1項本文又は第3項の許可をいう。）に関する業務等について、この仕様書に従って実施すること。

1 指定管理者は、この仕様書によって業務を実施するにあたっては、条例、名古屋市都市公園条例施行細則（以下「規則」という。）のほか、次の要綱等の定めに従うこと。

- （1）都市公園内行為に係る取扱要綱
- （2）行為許可事務手続要綱
- （3）行為許可使用料減免取扱要綱
- （4）指定管理者の管理する施設における行為許可に関する事務取扱

2 業務の内容

- （1）条例第4条第1項第1号の行為（以下「業としての撮影」という。）の行為許可を行うこと。
- （2）業としての撮影の行為許可に係る利用料金を徴収すること。
- （3）業としての撮影の行為許可に係る利用料金の減免業務を行うこと。
- （4）業としての撮影の行為許可に係る利用料金の還付業務を行うこと。
- （5）条例第4条第1項第2号及び第3号の行為（以下「催し・物販等」という。）の行為許可申請及び当該申請に係る使用料の減免申請の受付を行うこと。
- （6）行為許可を受けた行為に係る現地での調整等を行うこと。
- （7）その他、名古屋市の指示に従うこと。

3 利用料金の額の設定等

（1）利用料金の額等の設定

ア 業としての撮影の行為許可に係る利用料金の額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めること。利用料金の設定にあたっては、次の要件をすべて満たさなければならない。

（ア）条例別表第2の2に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内であること。

（イ）特定の利用者に対し、便宜を図る内容でないこと。

イ 業としての撮影に伴い、都市公園の全部又は一部を独占する場合は、アで市長の承認を得て定めた額に1平方メートル1日につき8円（河川法第6条第1項に規定する河川区域内の都市公園にあつては、6円）を加算する。

ウ 業としての撮影の行為許可に係る利用料金の減免基準は、あらかじめ市長の承認を得て定めること。減免基準の制定にあたっては、原則として、行為許可使用料減免取扱要綱の規定と同等の基準を満たすこと。

(2) 利用料金の額等の変更

(1) アにより市長の承認を受けた利用料金の額又は減免基準を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。その場合にあっては(1)ア及びウの要件を満たすこと。

(3) 公園利用者への周知

利用料金の額は、これを窓口における備付け又は公園案内ホームページでの掲載その他適当な方法により公園利用者に周知すること。利用料金の額を設定又は変更する場合にあっては、指定管理者は、十分な周知期間をとり、公園利用者への周知に特に務めるものとする。

4 業としての撮影の行為許可事務等

(1) 許可基準等

指定管理者は、都市公園内行為に係る取扱要綱及び行為許可事務手続要綱の規定を参考に、業としての撮影の行為許可に関する許可基準、申請方法、許可証等の交付、優先確保の基準及び手続方法、利用料金の納付方法、利用料金の還付その他必要な事項について、名古屋市との協議により定めること。

(2) 申請の受付

(1)で定めた申請方法により、申請の受付を行うこと。利用料金の減免に該当する場合は、あわせて減免の申請の受付を行うこと。

(3) 許可証等の交付

ア 指定管理者は、行為許可の申請を受け付けた場合は、(1)で定めた許可基準に基づき、支障がないと認めたときは申請者に許可証を交付し、許可することに支障があると認めた場合は、申請者に不許可証を交付すること。

イ 許可証の交付は、当該行為の審査に特に時間を要する場合を除き、即時交付するよう努めること。また、審査に時間を要する場合であっても、申請から10日以内に交付すること。

(4) 利用料金の徴収等

ア 指定管理者は、利用料金を許可の際徴収すること。ただし、名古屋市との協議により認められた場合はこの限りでない。

イ 利用料金の減免に関する業務を行うこと。

ウ 指定管理者は、行為の許可を受けた者が利用料金を納付したときは、都度整理し、納付状況を明確にしておくこと。

エ 利用料金を現金で徴収する場合は、徴収事務を円滑に行うために、釣銭

を準備しておくこと。

オ 利用料金を現金で領収したときは、領収書を発行し、その控えを保管しておくこと。

カ 利用料金は、その全額を指定管理者の収入とする。ただし、指定管理業務の経費以外に充当してはならない。

(5) 利用料金の還付

ア 利用料金の還付に関する業務を行うこと。

イ 利用料金の還付期間は施設の実情に応じて十分な期間を設けること。また、利用者に還付期間の周知を確実に行うこと。

ウ 前指定管理者が徴収した利用料金であっても、前指定管理者の指定期間終了後に還付請求があった場合は、還付請求日時点における指定管理者が還付を行うこと。

エ 指定期間が終了した際は、新たな指定管理者がイで設けた期間の還付業務を行えるよう、必要となる書類を引き継ぐこと。

(6) 名古屋市への報告

業としての撮影の行為許可件数、利用料金の額、減免件数、還付件数、還付額等を集計し、名古屋市へ報告すること。

(7) 指定管理者が自主事業等で行為を行う場合の取扱

指定管理者が自主事業で、自ら管理する施設において業としての撮影を行う場合は、自らに対して申請し、利用料金を納付すること。

5 催し・物販等の行為許可申請等の受付

指定管理者の管理する施設における行為許可に関する事務取扱の定めに従い、催し・物販等の行為許可申請及び当該申請に係る使用料の減免申請の受付を行うこと。

6 現地調整等

指定管理者は、行為許可を受けた行為に係る現地での調整等を行うこと。

7 様式、帳票等の調製

この仕様書に定める業務に必要な様式、帳票、印章（許可証又は不許可証に用いる指定管理者名称印及び領収書に用いる領収印）等（催し・物販等の行為許可の申請書を除く。）を調製すること。

8 名古屋市は、必要があるときは、指定管理者に対して指示を与え、又は業務の実施状況について検査し、あるいは報告を求めることができる。

9 その他疑義を生じた事項については、その都度名古屋市と協議すること。